

令和7年9月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第3555号 不当利得返還・損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年5月20日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、5718万2952円及びこれに対する令和4年8月9日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、被告との間で新聞販売取引契約を締結していた原告が、被告から一方的に新聞を供給され続けたことが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)所定の不公正な取引方法に当たるなどと主張して、主位的には不当利得に基づき、予備的には債務不履行又は不法行為に基づき、利得金の返還ないし損害の賠償として5718万2952円及びこれに対する請求日(甲A4の1・2)の翌日である令和4年8月9日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲証拠(枝番のある書証は、特記なき限り全ての枝番を含む。以下同じ。)及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者（争いがない。）

ア 被告は、福岡、佐賀、長崎、大分及び熊本の九州5県を販売エリアとして日刊新聞である西日本新聞を発行する株式会社である。

イ 原告は、被告との間で新聞販売取引契約を締結し、西日本新聞の販売店を経営していた者である。

(2) 本件取引契約の締結（争いがない。甲A1～A3）

ア 原告は、平成17年5月1日、被告との間で、販売店である西日本新聞エリアセンター（以下「AC」という。）の管轄地区を配達エリアとする新聞販売取引契約を締結し、ACの経営を開始した。

また、原告は、平成23年5月1日頃までに、被告との間で、西日本新聞エリアセンター（以下「AC」という。）に係る同契約を締結して経営を開始し、平成26年10月1日には、西日本新聞エリアセンター（以下「AC」という。）に係る同契約（以下、これらの契約を併せて「本件取引契約」という。）を締結して経営を開始した。

イ 本件取引契約には、以下の定めがある。

原告は、契約により定める地域（業務地域）において、被告の新聞等を読者に販売する業務等の各業務（本件業務）を行う（2条1項）。なお、本件業務には、被告の新聞等の普及等及び被告が営む刊行物販売事業・情報提供事業の拡大に関する業務が含まれる（以下、この業務に係る原告の義務を「普及義務」という。）。この業務に当たり、原告は、被告が策定する販売計画を尊重し、被告の指導を順守しなければならない（2条1項3号）。

被告は、原告が注文した被告の新聞等を原告と被告との間で別途合意した場所に配送して、これを原告に引き渡す（3条）。

原告は、被告に対し、注文した新聞等の対価を月ごとに支払う（4条1項）。

原告が2条1項3号に定める普及及び拡大業務を怠り、被告が相当の期

間を定めて是正を要請したにもかかわらず、原告がこれを是正しないときは、被告はその判断に基づき、原告の業務地域の縮小や本件取引契約の解約を行うことができる（17条2項2号）。

(3) 被告と販売店とのやり取り（争いがない。）

被告は、毎月月末に、原告を含む販売店に対して部数注文表やカード増減分析報告書等の書類を送付し、販売店は、翌月月初めの所定の報告日（以下「定数報告日」という。）に、被告の担当者に電話をかけ、実配数（販売店が読者に届ける戸別配達部数及び駅の売店やコンビニエンスストアなどの即売店に届ける即売部数を指す。）や前月からの増減、販売店及び区域の情勢等を報告し、また、定数報告日の前後に、部数注文表に注文部数を記入して被告に送付することとなっていた。なお、この定数報告日の電話の際に、実配数等の報告だけでなく、当該月の注文部数も連絡していたか否かは争いがある。

(4) 被告による新聞の送付（争いがない。）

被告は、原告に対し、毎月、別紙2の「定数」欄記載の部数（以下「送り部数」という。）の新聞を供給し、原告はこれに対して代金を支払った。

(5) 原告の廃業と本件解除証の作成（争いがない。乙1）

ア 原告は、平成30年11月30日、AC■■■■の営業を廃止し、令和3年5月31日、AC■■■■及びAC■■■■の営業を廃止した。

イ 原告は、AC■■■■の営業を廃止するに当たり、被告との間で、AC■■■■に係る新聞販売取引契約を合意解除する旨及び創業時から現在までの「注文部数（定数）および購入部数」が原告の意思に合致したものであることを確認し、これについて異議を述べない旨が記載された契約解除証（以下「本件解除証」という。）を作成した。

3 関係法令等の定め

(1) 独占禁止法上の規定

独占禁止法2条9項は、同項各号のいずれかに該当する行為を不公正な取引方法と規定する。

そして、同項5号は、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること（同項5号ハ）などの行為を掲げている。

また、同項6号は、前各号に掲げるもののほか、自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること（同項6号ホ）などのいずれかに該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものを掲げている。

(2) 本件特殊指定

独占禁止法2条9項6号に基づく特殊指定である「新聞業における特定の不公正な取引方法」（平成11年公正取引委員会告示第9号。以下「本件特殊指定」という。）3項は、発行業者が、販売業者に対し、正当かつ合理的な理由がないのに、次のア又はイのいずれかに該当する行為をすることにより、販売業者に不利益を与えることが、新聞業における特定の不公正な取引方法に当たる旨を定めている。

ア 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること（以下「注文部数超過供給行為」という。これには、販売業者からの減紙の申出に応じない方法による場合〔以下「減紙申出拒否行為」という。〕を含む。）

イ 販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること（以下「注文部数指示行為」といい、これらを総称して「押し紙行為」という。）

4 争点

(1) 押し紙行為等の有無

(2) 公序良俗違反の成否

- (3) 債務不履行又は不法行為の成否
- (4) 損失又は損害の有無及び額
- (5) 本件解除証に係る請求権放棄の有無
- (6) 消滅時効の成否

5 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1) (押し紙行為等の有無) について
(原告の主張)

ア 毎月の送り部数の決め方

10 毎月の送り部数は被告が一方的に決めており、販売店である原告はそれを受け入れるしかなかった。毎月の送り部数は、原告が被告にFAXで送付する部数注文表に基づいていたが、この部数注文表に記載する注文部数は、被告から、各販売店の経営を開始する際に記載する部数を指示され、その後は、特段の指示がない限り、前の月と同じ部数を記載するよう指示され、また、部数に変更がある場合は、原告が定数報告日に被告の担当者に電話をかけた際に、部数注文表に記載すべき注文部数を指示された。

15 そして、原告は、平成21年7月に部数注文表を送付することを止めたが、その後は、原告から一切注文部数を伝えていないにもかかわらず、被告が一方的に決めた部数を送付してきた。被告が主張するように、定数報告日の電話等で注文部数を確認されたことなど一切ない。

20 イ 注文部数指示行為

上記アのとおり、被告は、注文部数表に記載する部数を指示しており、また、原告が注文部数表の送付を止めてからは、一方的に決めた部数を送付してきたところ、これらの行為は注文部数指示行為に当たる。

ウ 注文部数超過供給行為

25 本件特殊指定3項の「注文した部数」は、販売店が新聞社に実際に注文した部数ではなく、販売店がその経営上真に必要であるとして、実際に販

売している部数（実配数）に、適当と認められる予備紙等を加えた部数という規範的な意味に解釈すべきである。そして、予備紙等は、新聞業界の自主ルールである地区新聞公正取引協議会の定めにより実配数の2%を超えない範囲とされていたことなどからすると、同項の「注文した部数」とは、実配数に2%を加えた数をいい、これを超えて新聞を供給することは注文部数超過供給行為に当たる。原告の販売店における同項の「注文した部数」の具体的な数は、別紙2の「必要部数」欄に記載のとおりであるところ、実際には被告から同別紙「定数」欄記載の部数が送付されており、「注文した部数」を超える供給がされ、注文部数超過供給行為があった。

エ 減紙申出拒否行為

原告は、平成21年5月以降、被告の担当者に対し、口頭で繰り返し減紙をするよう申出を行っている。特に、平成26年10月にAC■■■■の経営を開始した際に100部が減紙されたものの、AC■■■■の経営状態が想定外に極めて悪く、同年12月頃から、被告の担当者に対し、更に減紙するよう懇願し続けたが、被告がこれに応じることはなかった。なお、平成27年以降、複数回減紙がされたことはあったが、これは、被告が独占で部数を決めたものであり、原告が申し出ていた販売店の経営に必要な部数までの減紙に応えたものではない。

オ 独占禁止法2条9項5号ハ該当性

上記アに記載したとおり、原告は一切の注文行為を行っていないところ、上記アに記載した被告の行為が、原告の注文行為がないがゆえに、注文行為があることを前提とする本件特殊指定所定の押し紙行為には当たらないとする解釈があり得たとしても、被告が新聞社という優越的な立場を利用して一方的に新聞を送付する行為は、独占禁止法2条9項5号ハの優越的地位濫用行為に該当する。

（被告の主張）

ア 毎月の送り部数の決め方

原告を含む販売店は、被告の担当者に対し、月初めの定数報告日において、電話で実配数や前月からの増減等を報告し、併せて、自ら決定した部数を連絡して注文していた。なお、定数報告日の前後に、参考ないし控えとして、部数注文表もFAXで送付されていたが、電話で述べられた部数を正式な注文として扱い、その部数を送り部数としていた。原告についても、原告が部数注文表の送付をしなくなった平成21年7月の前後を問わず、毎月の定数報告日の電話の際に、原告から当該月の注文部数の連絡を受け、その数を送り部数としていた。

なお、定数報告日における注文部数の連絡は、前月の注文部数から大きな変更がない場合は、被告の担当者から、前月どおり又は判明している別の販売店の区域に転居した読者の増減を反映した部数でよいかを確認する簡易な形でされることもあった。また、前月に被告の担当者が販売店を訪れた際に翌月の注文部数を聞き取っていた場合は定数報告日における確認を省略することもあったし、訪店時や定数報告日の電話等で注文部数を聞き忘れた場合は、原告から、前月から注文部数を変更する旨の意思表示もないので、前月と同数の注文があったものとして、これを送り部数としていた。

イ 注文部数指示行為

上記アのとおり、被告は、原告から電話等で注文された部数を送付しており、注文部数を指示したことはない。

ウ 注文部数超過供給行為

本件特殊指定3項の「注文した部数」とは、その文言から明らかなとおり、販売店が新聞社に実際に注文した部数をいうと解すべきであり、原告が主張するように実配数に2%を加えた数などと解すべき根拠はない。そして、上記アのとおり、被告は、原告から電話等で注文された部数を送付

しており、これを超えて供給したことはない。

エ 減紙申出拒否行為

原告の主張を前提としても、原告の申出は、減紙を行う時期や部数を具体的に述べるものではなく、単に注文部数を減らしたいという抽象的な打診等にとどまるところ、このような打診等は本件特殊指定所定の販売業者からの減紙の申出には当たらない。

また、被告は、原告からの上記の抽象的な打診等にとどまる場合であっても、原告からそのような話が出た際は、原告の要望に基づいた対応をしており、これを拒否したことはない。

オ 独占禁止法2条9項5号ハ該当性

上記アのとおり、原告は自ら注文部数を連絡していたのであるから、被告において原告の不利益になるように取引条件を設定していたことはない。また、被告が原告との間で優越的地位に立っていたこともなく、正常な商慣習に照らして不当に原告の取引条件を設定していたこともない。

(2) 争点(2) (公序良俗違反の成否) について

(原告の主張)

独占禁止法に違反した行為は、当該行為が公序良俗に反する場合には無効となる。そして、被告の押し紙行為等は、原告の販売店経営に必要な新しい新聞を、優越的地位を濫用し有料で供給するものであり、公序良俗に反するものであるから、無効である。

(被告の主張)

否認ないし争う。なお、独占禁止法は、一般消費者の利益、国民経済の民主的で健全な発展を目的としており、個別の事業者の権利利益の擁護を目的としたものではなく、独占禁止法に違反する行為が直ちに公序良俗違反となるわけではない。

(3) 争点(3) (債務不履行又は不法行為の成否) について

(原告の主張)

被告は、本件取引契約において、法令を遵守する義務を負うところ、上記のとおり独占禁止法に違反する押し紙行為等を行っており、契約上の義務に違反するとともに、不法行為にも当たるものである。

5 (被告の主張)

否認ないし争う。被告が本件取引契約において負う義務は、原告が注文した部数の新聞を供給する義務にとどまるところ、上記のとおり同義務は履行していたのであって、何らの義務違反もない。なお、上記(2)のとおり、独占禁止法に違反する行為が直ちに契約上の債務不履行ないし不法行為となるわけではない。

10 (4) 争点(4) (損失又は損害の有無及び額) について

(原告の主張)

上記(1)ウのとおり、実配数に2%を加えた部数を超える分は押し紙に当たるところ、原告には、これらの部数の仕入代金相当額の損失ないし損害が生じた。その部数は、別紙2の「押し紙部数」欄記載のとおりであり、これに仕入原価を乗じた毎月の損失ないし損害額は同別紙「損害額」欄記載のとおりであり、その合計額は、原告が販売店の営業を全て廃止するまでの10年分(平成23年6月1日～令和3年5月31日)でみても、5199万2952円となる。また、これの1割に相当する519万円が弁護士費用相当の損害金となり、合計は5718万2952円となる。

20 (被告の主張)

否認ないし争う。

(5) 争点(5) (本件解除証に係る請求権放棄の有無) について

(被告の主張)

25 原告は、AC [REDACTED] の営業を廃止するに当たり、本件解除証を作成し、少なくともAC [REDACTED] の分については、原告が主張する押し紙行為等を理由と

する請求権を放棄した。

(原告の主張)

本件解除証は、AC [REDACTED]に係る取引契約の解除手続を行うに当たり、被告担当者が持参した多数の書類の中に含まれていたもので、被告担当者からは書面の内容についての説明もなく、原告は、中身を確認しないまま署名押印をしたにすぎないのであって、本件解除証の作成をもって請求権を放棄したことはない。

(6) 争点(6) (消滅時効の成否) について

(被告の主張)

原告が本件に関する催告をしたのは令和4年8月8日であるから、不当利得返還請求権に関し、平成24年7月までの分について、債務不履行に基づく損害賠償請求権に関し、平成29年7月までの分について、不法行為に基づく損害賠償請求権に関し、令和元年7月までの分について、それぞれ消滅時効期間が経過しているところ、被告は、原告に対し、令和6年4月11日の本件弁論準備手続期日において、時効援用の意思表示をした。

(原告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によって認められる事実は、以下のとおりである。

(1) 経営開始に至る経緯 (甲A1、A18、原告本人)

原告は、平成7年5月頃、被告の販売店において従業員として雇われ、その後、複数の販売店で勤務していたが、平成17年5月に、当時のAC [REDACTED]の店主から、AC [REDACTED]における新聞等の販売の権利義務を譲り受け、また、被告との間で本件取引契約を締結し、AC [REDACTED]の経営を開始した。

(2) 原告と被告の担当者とのやり取り (甲 A 5 ~ A 7、原告本人、乙 2 9、証人大島)

原告を含む販売店は、毎月月初めの所定の報告日 (定数報告日) に、被告の担当者に電話をかけ、実配数や前月からの増減、販売店及び区域の情勢等を報告し、併せて、販売店は、被告に対し、定数報告日の前後に、部数注文表に注文部数を記入して被告に送付することとなっていたところ、原告は、毎月定数報告日に、被告の担当者に電話をかけて、上記の報告をしており、原告が定数報告日に実配数として報告していた部数は、別紙 2 「実配数」欄に記載のとおりであった。

また、原告は、A C の経営開始後、平成 2 1 年 6 月までは、定数報告日の前後に、被告に対し、当該月の注文部数を記載した部数注文表を F A X で送付していたが、同年 7 月以降は送付なくなり、それ以降は被告に対して注文部数等を記載した書面の送付は行わなかった。被告の販売店において、部数注文表を送付しない販売店は原告以外にはなかった。

(3) 新聞の供給と代金支払 (甲 A 8)

被告が原告に毎月供給した新聞の送り部数は、別紙 2 「定数」欄記載のとおりである。被告は、送り部数を基に原告への請求額を計算した上で、補助金額等を控除して請求額を確定し、請求書を原告に送付し、原告は、当該請求書に記載された金額を異議なく支払い、供給された新聞を受領していた。

(4) 折込広告料と補助金 (甲 B 1 4、乙 1 9、2 0、2 9)

原告を含む販売店の収入は、読者からの新聞購買料と新聞仕入代金の差額に加え、新聞に折り込まれる広告チラシの折込広告料や、新聞社からの補助金等がある。折込広告料は、注文部数 (送り部数) が増えればその分広告料も増加する関係にあり、原告が、平成 2 3 年 6 月以降に得た折込広告料は、合計 1 億 5 0 0 0 万円弱になる。

また、補助金は、被告が販売店に対して請求金額から控除する形で支給す

るものであり、主な補助金としては、経営維持強化費や景品代補助等がある。

経営維持強化費は、販売店の経営支援を目的に支給される補助金であり、販売店ごとに設定された基準数を上回る送り部数に対して一部当たり一定の補助金を支給するもので、送り部数に連動して支給される額も大きくなる。原告に対して平成23年6月以降に支給された補助金は、合計8500万円余りであり、このうち、経営維持強化費等の送り部数に連動する補助金は3300万円余りであった。

2 争点(1) (押し紙行為等の有無) について

(1) 送り部数の決め方について

ア 毎月の送り部数に関し、原告は、被告が一方的に決めており、部数注文表を送付していた頃は、被告の担当者からの指示に基づいて同表に部数を記入していた旨、同表記載の部数は原告の意に反するものであったことなどから平成21年7月に部数注文表の送付を止めたところ、それ以降は、原告から一切の注文をしていないにもかかわらず、被告において部数を勝手に決めて送付してきた旨主張し、これに沿う供述をする。一方被告は、原告が部数注文表を送付しなくなった平成21年7月の前後を問わず、他の販売店と同様、毎月の定数報告日の電話の際に、原告から注文部数の連絡を受けることを原則としつつ、被告の担当者が販売店を訪れた際に聞き取ることもあったし、また、訪店時や定数報告日の電話等で注文部数を聞き忘れた場合は、原告から、前月から注文部数を変更する旨の意思表示もないので、前月と同数の注文があったものとして、これを送り部数とすることもあった旨主張し、平成24年8月から平成27年3月まで原告の販売店の担当者であった[]は、これに沿う供述をする(証人[]、乙29)。

イ そこで検討するに、まず、原告は、平成17年5月にAC[]の経営を開始した直後の部数注文表には、原告の前任者が記入していた部数と同数を記入した上で、その後も、平成21年7月までの間、毎月部数注文表を

送付している（甲A5～A7、原告本人〔1頁〕）ところ、この頃の被告の担当者による指示に関する原告の供述は曖昧かつ抽象的なものにとどまる上、平成17年5月以外には、被告の担当者から記載する部数についての指示は特になかったとも供述している（原告本人〔15頁〕）。したがって、原告の供述によっても、被告の担当者から、部数注文表に記入する部数の指示があったとも、特段の指示がない限り前月と同じ部数を記入するよう指示があったとも認めることはできない。

そして、原告の主張及び供述を前提とすると、平成21年7月に部数注文表の送付を止めてからは、原告の方から具体的な注文部数を述べる機会
はなかったにもかかわらず、被告の方で一方的に部数を決めて送ってきたことになる。しかしながら、毎月の送り部数と、定数報告日において原告が被告に報告していた実配数は別紙2の「定数」欄及び「実配数」欄に各記載のとおりであるところ（認定事実(2)、(3)）、これによれば、送り部数
に関しては、平成22年2月に140部、平成26年11月に100部、平成27年6月に200部、平成28年7月に50部、平成29年7月に100部、同年9月に278部、平成30年12月に200部と繰り返し大幅な減紙がされており、特に平成29年9月以降をみると、原告が報告
していた実配数を前提としても、予備紙等の割合は数%程度にとどまっている月も多いことが認められる。このような送り部数の推移等に照らすと、原告から注文部数を述べる機会がなかったとか、減紙をする部数も含めて被告が一方的に送り部数を決めていたなどとは考え難い。また、原告は、意に反して一方的に送り部数が決められていたため、部数注文表の送付を止めたとするが、そのように原告の意向が全く反映されなかったとすれば、原告がその後平成23年4月にはACの経営を開始し、平成26年10月にはACの経営を開始するなど経営を拡大した上で、結局令和3年5月に営業を廃止するまで約12年にわたって営業を続けたこと

(前提事実(2)、(5))と整合しない。

5
10
15
20
25
以上に加え、原告と同時期に被告の他の販売店を経営していた者が、注文方法に関し、定数報告日における電話で注文部数を述べる機会があったことを認めていること(乙28)、毎月の請求書(甲A8)の中央部には、小さい字ではあるが、被告において、販売店に対して注文部数を超えて新聞を供給することはない旨明記されており、原告はこれを認識していたこと(原告本人[22頁])、また、原告がAC[]の経営を廃止する際に作成した本件解除証には、これまでの注文部数が原告の意思に合致したものである旨が明記されているところ、原告は本件解除証作成後も、AC[]及びAC[]の経営を続けたこと(前提事実(5))などの事実が認められる。原告の供述をみても、被告の担当者が一方的に部数を決めていたことについては、曖昧かつ抽象的な内容にとどまるものが多く、また、被告からは無言の圧力があり、部数注文表に被告の指示と異なる部数を記入することはできなかった(原告本人[3頁])などとする一方、部数注文表の送付を中止した後、被告の担当者から部数注文表の送付を求められた際に「本当に必要な部数を送付するのであれば部数注文表の送付を再開する」と述べたとする(原告本人[12頁])など、自身の意思を明確に表明する行為に及んでおり、必ずしも一貫しているものとはいえない。以上によれば、毎月の送り部数は、被告が一方的に決めていたものではなく、原告の意向を踏まえて決定されたものであったと認められる。

そして、原告が部数注文表の送付を止めて以降は、毎月の送り部数に関する書類は送付していなかった(認定事実(2))のであるから、原告の上記意向は、基本的には、定数報告日における電話の際や、被告の担当者が訪店した際の口頭でのやり取りにおいて示されていたと考えられる。もっとも、送り部数の推移(認定事実(3))をみると、原告の意向に基づいて大幅な減紙がされた時以外は、実配数の増減に合わせて数部の増減があるにと

どまり、多くの月においては前月と同じ送り部数となっているところ、送り部数に変化がない月については、原告の上記意向は、極めて簡略な形で示されたり、場合によっては確認が省略されたりすることもあったと考えられる。そして、原告の意向確認が省略された月があったとしても、上記のとおり、原告が減紙を希望する際は、その旨の意向を示し、それに基づいて減紙がされていることや、送り部数に対応する請求金額について、原告は異議なく支払を行っていたこと（認定事実(3)）などからすれば、これらの月については、送り部数を前月と同数とする旨の意向が黙示的に示されていたとみるのが相当である。

以上によれば、毎月の注文方法については、被告が主張するとおりであったと認められる。

ウ 原告は、定数報告日における電話のやり取りに関する録音（甲A9、A10、A13～A17）を提出し、このやり取りにおいて、原告が注文部数を述べていないことを指摘して、原告が一切注文をしていなかった旨主張する。しかし、録音が提出されている月は、いずれも、実配数の増減に合わせた数部の増減以外には送り部数に変化がない月であるところ、上記イで説示したところに照らすと、このやり取りにおいて原告が具体的な注文部数を述べていなかったとしても、上記イの判断は左右されない。

また、原告は、平成25年3月に当時被告の担当者であった●との間で行ったやり取りの録音（甲A11）を提出し、このやり取りにおいて、●が、販売店が注文部数を自由に増減する権利がないことを認めていることや、原告からの減紙申出を拒否していることなどを主張する。この点、上記のやり取りをみると、原告が●に対して、原告において収入が減っており、経費を削減する必要がある旨の相談をする中で、原告が現在の送り部数と実配数の差が300部から350部あるとしてこれを全部減紙する可能性について尋ねたのに対して、●が、仕事の質や効率

等の点から経費等を削減する余地はないかなどといった提案をしつつ、販売店が各地域において独占販売権を有し、大きなメリットを有している反面、新聞の普及義務を負っていることなどを指摘して販売店による自由な減紙に消極的な考えを述べていることは認められるものの（甲A11の2
5 [36～37、48～51頁])、一方で[]は減紙に応じる可能性を認める発言もしており（同47頁）、これを超えて、原告が主張するような、原告において注文部数を決める権利がないことを認める旨や、原告からの明示的な減紙申出を拒否する言動があったとは認められず、全体として、原告と[]において、経営改善に向けた話合いをしているものにとどまるのであって、上記イの判断を左右するものではない。

さらに、原告は、折込広告料や補助金の単価よりも新聞の仕入単価の方が高いことも指摘して、原告において大量の予備紙等を抱える注文をするはずがないとも主張するが、折込広告料や補助金が販売店の収入において相応の割合を占めており、原告が受領していた広告料や補助金も相当額に上ること（認定事実(4)）や、業績維持等のために注文部数を減らさないことも考えられることなどに照らすと、実配数の減少がありながら注文部数を維持することがあったとしても（なお、送り部数の推移（認定事実(3)）をみる限り、毎月の実配数の増減に伴う数部の増紙を超えた増紙をしているとは認められない。）、そのことをもって直ちに被告が一方的に送り部数を決めていたことにはならないから、上記イの判断は左右されない。

(2) 注文部数指示行為の有無について

原告は、被告が、注文部数表に記載する数を指示しており、原告が注文部数表の送付を止めてからは、一方的に決めた部数を送付してきたとして、注文部数指示行為があったと主張する。しかし、上記(1)で検討し、説示したとおり、原告はその意思に基づいて注文をしていたものと認められ、被告が部数を指示していたとは認められないから、上記主張は採用することができ

ない。

(3) 注文部数超過供給行為の有無について

5 ア 原告は、本件特殊指定3項の「注文した部数」は、販売店が新聞社に実際に注文した部数ではなく、販売店がその経営上真に必要であるとして、
 実際に販売している部数（実配数）に、適当と認められる予備紙等を加えた部数という規範的な意味に解釈すべきであり、具体的には、実配数に2%
 を加えた数をいうのであって、これを超えて新聞を供給することは注文部
 数超過供給行為に当たる旨主張する。

10 イ しかし、原告の主張は、「注文した部数」という文言から乖離したものである上、実配数に予備紙等をどの程度加えて注文するかは、販売店において、地域性や販売戦略等の事情を考慮して決すべきものであって、その数
 や割合を一律に制限すべき根拠も見出し難い。また、原告は、公正取引委員会が独占禁止法に基づく特殊指定として昭和39年にした告示である
 「新聞業における特定の不公正な取引方法」（昭和39年公正取引委員会
15 告示第14号。甲B3）の実施要綱（甲B4）において、「注文部数」につき、新聞購読部数に地区新聞公正取引協議会が定める予備紙等を加えた数を
 いうとされ、同協議会が昭和60年3月に定めた運営細則（モデル）（甲
 B6）において、予備紙等につき新聞購読部数の2%を限度とするなどと
 され、原告の販売店を所管する九州地区新聞公正取引協議会においても同
20 様の規定が存したことなどを主たる根拠として上記アの主張をするが、上記昭和39年の告示は、本件特殊指定によって改正されており、九州地区
 新聞公正取引協議会の定める規定も、遅くとも平成10年までに廃止され
 ていること（乙6）からすれば、本件特殊指定3項の「注文した部数」の
 解釈に当たってこれらの規定を根拠とすべき理由も見出し難い。

25 したがって、原告の上記アの主張は採用することができず、本件特殊指定3項の「注文した部数」については、原告が被告に対して実際に注文し

た部数をいうものと解するべきであるから、実配数に2%を加えた数を超える数を供給したことをもって、注文部数超過供給行為があったということとはできない。

そして、上記(1)で検討し、説示したとおり、原告が被告に対して実際に注文した部数を超える部数を供給したとは認められないから、注文部数超過供給行為があったとは認められない。

(4) 減紙申出拒否行為の有無について

ア 原告は、被告の担当者に対し、減紙するよう繰り返し申出を行ったが、被告はこれに応じることがなかったなどとして、減紙申出拒否行為があった旨主張し、それに沿う供述をする。

イ しかし、そもそも原告の主張及び供述を前提としても、原告の減紙申出は、単に経営が苦しいので注文部数を減らしたいという抽象的なものにとどまっており、これをもって本件特殊指定所定の減紙の申出とみ得るか疑問がある上、これを措くとしても、上記(1)で検討し、説示したところに照らすと、被告の担当者は、原告から減紙の話があれば、これに応じた対応をしていたものと認められ、原告からの減紙の申出を拒否したことがあったとは認められない。なお、原告は、被告の担当者であった~~被告~~とのやり取りの録音(甲A11)を提出して、~~被告~~が原告からの減紙申出を拒否していることなどを主張するが、このやり取りにおいて原告からの明示的な減紙申出を拒否しているかのような言動があったとは認められないことは上記(1)で説示したとおりである。

(5) 独占禁止法2条9項5号ハ該当性について

原告は、被告において原告が注文行為を行っていないにもかかわらず一方的に新聞を送付してきたことを前提として、独占禁止法2条9項5号ハの優越的地位濫用行為を行ったとも主張するが、上記(1)で検討し、説示したところに照らすと、その前提を欠くものであって採用することができない。

(6) 小括

以上によれば、被告による押し紙行為等があったとは認められず、これを前提とする原告の主張はいずれも理由がない。

第4 結論

そうすると、原告の請求は、その余の争点について判断するまでもなく理由がないから、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官

三井教匡

裁判官

石上興一

裁判官

大竹泰章